

## あいち・とこなめスーパーシティ構想 事業者候補公募要領

### (目的)

第1条 愛知県（以下、県という）及び常滑市（以下、市という）では、中部国際空港島・周辺地域（以下、当該地域という）を中心として、付加価値の高い観光産業の育成や、最先端の技術・サービスの社会実装によるイノベーション創出のための拠点化を進めることとしている。

このため、国家戦略特別区域法（以下、法という）に基づく「スーパーシティ型指定」を受けることで、当該地域を世界に先駆けて未来の生活を先行実現する「まるごと未来都市」として、速やかに整備していく必要がある。

国家戦略特別区域基本方針では、「スーパーシティ型指定」の指定基準として「データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する主要な事業者の候補」を地方公共団体が公募により選定することを求めている。そこで、当該地域において、県及び市が「スーパーシティ型指定」の区域指定に向けて内閣府に提出する書面において、主要な事業者の候補として登載を希望する者（以下、主要な事業者の候補の公募という）を公募する。

### (主要な事業者の候補の公募)

第2条 県及び市は、当該地域におけるスーパーシティの実現に向けて、法第2条第2項第3号に規定するデータ連携基盤整備事業を実施する主要な事業者の候補及び、先端的サービスを実施する主要な事業者の候補を次の区分ごとに公募する。

- (1) 「あいち・とこなめスーパーシティ構想（仮称）基本的な考え方」（以下、基本的な考え方という）に賛同し、自らサービス提供主体として事業を推進する意欲がある者又は、当該地域において既にサービス提供を行っており、自らが有する事業フィールドを提供して、関係者と連携した取組を推進する意欲がある者
- (2) 基本的な考え方に賛同し、スーパーシティ実現に必要な技術を提供する意欲がある者

### (応募資格)

第3条 第2条に定める公募へ応募する者は、以下のすべてに該当すること。

- (1) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。

- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。

#### （提出書類）

第4条 第2条に定める公募へ応募する者は、以下の書面を8部（正本1部、副本7部）、電子データを記録したCD-Rを2枚提出すること

- (1) 基本的な考え方を参照した上で、当該地域でのスーパーシティ構想の実現に向け協力できる事項等についての提案書（第2条（1）への応募の場合は、様式1-1、様式1-2により、第2条（2）への応募の際には、様式1-1、様式1-3により作成のこと。

また、提案したいプロジェクト（別添一覧参照）が複数ある場合には、別葉により作成すること。

- (2) 添付資料
  - ① 誓約書（様式2）
  - ② 法人役員名簿（様式3）
  - ③ 法人等の概要（様式4）
  - ④ 本条（1）に基づき記載した内容を疎明するために必要な書類（様式自由）

#### （提出期限）

第5条 第2条に定める公募へ応募する者は、以下のとおり第4条に定める書面を提出すること。

- (1) 提出期限：令和3（2021）年1月15日 金曜日 午後5時必着
- (2) 提出先：〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2  
愛知県庁本庁舎3階 政策企画局企画調整部企画課
- (3) 提出方法：持参又は郵送

#### （選定の基準）

第6条 第2条に定める公募へ応募する者が第4条に基づいて提出した応募書面については、以下の各号の全てを満たす者を主要な事業者の候補として選定する。

- (1) 基本的な考え方に記載しているいずれかのプロジェクトに参画し、事業を推進していく意欲を持っていること
- (2) 推進しようとする取組が基本的な考え方と合致していること

- (3) 基本的な考え方の実現に向けて必要となる次の事項について、県、市及び他の事業者等と協力し、検討を進めていくことができること
- － 基本構想の作成に関する事項
  - － 規制緩和に関する事項
  - － データプラットフォーム（都市OS）に関する事項
  - － その他基本的な考え方の実現に向けて必要な事項
- (4) 第2条（2）の区分により公募へ応募する者については、プロジェクトの遂行に必要な能力を有していること
- (5) 第3条に定める欠格事由に該当しないこと

#### **（選定のプロセス）**

第7条 第4条の定めに従い提出された書面については、第6条に定める選定基準の全てを満たす者を主要な事業者の候補として選定する。その際、第6条各号について、基準を満たしていることを確認するために、必要に応じて有識者からの助言を得るものとする。

#### **（選定の効果）**

第8条 県及び市が「スーパーシティ型指定」に向けて内閣府に提出する書面において、主要な事業者の候補として登載する。

また、第6条に定める基準に基づき選定した者については、その結果を速やかに公表するものとする。

なお、主要な事業者の候補は、上記書面への登載により、直ちに、基本的な考え方に記載しているプロジェクトに要する費用の一部又は全部を負担する義務を負うものではない。

## プロジェクトの一覧

[自動運転車や空飛ぶクルマなどで、世界のヒト・モノの輸送をリードする]

- ① 自動運転・自動搬送サービス
- ② 空飛ぶ車やドローンによる空の移動・物流サービス

[モビリティ情報と施設利用データの連携により、24 時間シームレスな移動・物流の実現と、スムーズな回遊と賑わいの両立を実現]

- ③ スマートモビリティサービス
- ④ 新しいモビリティの価値創出

[顔認証等を活用した OneID 化により、世界最高レベルのファストトラベルとエリア内のあらゆる施設のサービスで完全キャッシュレス化を実現]

- ⑤ OneID・キャッシュレスサービス

[オプトインデータの連携による上質なサービスで、高いリピート率を実現]

- ⑥ パーソナルコンシェルジュ

[愛知のすべてを体験できるバーチャル空間で地域の魅力を発信]

- ⑦ バーチャルあいち

[水素エネルギーや EMS により、地球にやさしく災害に強いまちを実現]

- ⑧ クリーンエネルギー
- ⑨ 次世代エネルギーマネジメントシステム

[インフラ DX により、保守点検と情報管理の効率化・自動化を実現]

- ⑩ 次世代アセットマネジメント

[医療・健康データをマネジメントし、健康寿命の増加と医療費削減を実現]

- ⑪ 健康情報管理システムによるヘルスケア

[デジタル技術が暮らしや学びをサポート、全てのヒトが活躍できるまちに]

- ⑫ ライフサポート・プラットフォーム

[大胆な規制緩和とワンストップ手続等により、早期実装を可能とする環境を整備]

- ⑬ オープンイノベーションエリアの創出
- ⑭ スーパーシティの深化と市内展開

※ ①～⑭の各単位が、「プロジェクト」になります。